

平成29年 1 月 27日

陳情第99号

国にIR（統合型リゾート）の整備に慎重な措置を求める意見書の提出を求める陳情

国に I R（統合型リゾート）の整備に慎重な措置を求める意見書の提出を求める陳情

【陳情趣旨】

先般、成立した、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律(以降、カジノ推進法)はギャンブルや賭博といった類を国家が積極的に推進する側面を有している。賭博やギャンブルはギャンブル依存症という病をもたらし、その患者は推定で500万人を超えているという。国民の70パーセント以上が導入に慎重を求めている状況にあつて国論を二分するような法案は慎重の上にも慎重に審議されるべきところ、国会での審議はわずかに6時間にも満たない異常な混乱の中で成立となったことは大変遺憾である。

カジノ推進法については経済効果などのメリットもある一方で負の側面、ギャンブル依存症の増加や犯罪組織によるマネーロンダリングといった懸念がある。

小田原の郷土の偉人、二宮尊徳は「経済なき道徳は戯言であり、道徳なき経済は犯罪である」と指摘している。経済成長という目前のみの利益を確保するために負の部分を黙殺し「ギャンブルはよくない」という日本人が培ってきた倫理観を省みることなく一方的に推進することは断じてあってはならない。

今回成立したカジノ推進法は計画推進を義務付けるもので、直ちにカジノの設置を進めるものではない。したがって、今後、設置を実際に行なう場合には、ギャンブル依存症対策や規制の問題など、多くの国民の不安を払拭すべく制度設計を行い国民の納得と理解を得られるようにすべく慎重に審議がなされることを求める。

【陳情項目】

先般、成立した、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律の整備に当たってはギャンブル依存症対策等の措置を講ずるなど慎重の上にも慎重に整備を図るよう、地方自治法第99条に基づき、国に意見書の提出を求める。

平成29年1月27日

小田原市議会議長

武松 忠 様

提出者

小田原市成田287-15

小山田 大和 ㊞